

令和5年4月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和5年4月19日(水)13時26分開会

2. 場 所 双葉町役場1階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮

4 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

5. 出席委員

農業委員

議席1 欠 員 議席2 木幡 治 委員 議席3 鷓沼 久江 委員

議席4 林 和男 委員 議席5 高田 喜寿 委員 議席6 高木 幸恵 委員

議席7 大橋 利一 委員 議席8 澤上 榮 委員

農地利用最適化推進委員

榎内 宏 委員 高玉 正祐 委員 井戸川 弘幸 委員 渡辺 浩美 委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

農業振興課長兼農業委員会事務局長 中野 弘紀

農業振興課農業振興係長(併任) 岡田 浩行

専門員(併任) 大西 信治

7. 開会

【中野事務局長】

定刻前ですが、皆さんお揃いですので、只今より、双葉町農業委員会令和5年4月定例総会を開催いたします。会長からごあいさつをお願いします。

8. 会長あいさつ

【澤上会長】

みなさん、こんにちは。本日は、令和5年度最初の会議になりますが、只今辞令交付いたしましたように事務局も新しい体制になりました。また今年度は営農再開に向けて新しい動きが出てくると期待しているところですが、委員の皆さんには引き続きご協力をお願いいたします。本日は、3条申請が1件のほか、協議事項、報告事項もございます。皆さんには、いつも通り慎重に審議いただき、適切な結論を出していただきたいと思います。以上です。

9. 議事

【中野事務局長】

ありがとうございました。

それでは、会長を議長として議事を進行いたします、よろしくお願いいたします。

【澤上会長】

本日の出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより令和5年4月定例総会を開会いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

【中野事務局長】

※資料により会務を報告。

【澤上会長】

本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1「議事録署名人の指名について」、議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により、会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、議長が指名したいと思います。議事録署名人には、5番・高田委員、6番・高木委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」、農地法第3条第1項の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。令和5年4月19日提出、双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。譲渡人は、双葉町大字山田字堂ノ迫×× A氏、譲受人は、双葉町大字新山字×× B氏で、生前一括贈与になります。B氏はA氏の長男で、現在は避難先のいわき市××で同居されています。

譲渡しようとする土地は、大字山田字西郷内××ほか××筆です。このうち、大字山田字深沢××の田×××㎡については、A氏ほか×名の共有地です。また、大字山田字桜町××他×筆については、登記簿に記載がありますが、実際は土地が確認できない現地確認不能地となっています。今回の申請は、この共有地のうちA氏の持分及び現地確認不能地についても、一括して所有権を移転する申請で、農地面積の合計は、単独所有分が田×××㎡、畑×××㎡、共有地が×××㎡となります。

所有権移転後の農地の利用計画については、作付予定作物は水稻及び春菊、苗床で、農機具等は軽トラック、トラクター、田植機、コンバインを自己資金で購入予定としています。また、農作業従事者は、譲受人のほか家族×名としています。

周辺地域との関係について、譲渡する農地は、同一世帯内での権利移動であり、これまでと同様に田畑として利用する予定であり、周辺農地の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。また、地域の水利調整、農地の利用調整に協力するとともに、農薬の利用についても地域の防除基準に従いますとしています。また、地域との役割分担については、農業の維持発展に関する話し合いに参加し、共同利用施設の取り決めに遵守し、獣害被害対策に協力しますとしています。

以下、所有権移転をしようとする農地の登記簿及び公図を添付しております。

説明は以上になります。ご審議よろしくお願いたします。

【澤上会長】

本件に係る調査結果を地区担当委員である鵜沼委員から報告願います。

【鵜沼委員】

ご報告します。譲渡人のA氏には、×月×日、×時×分頃、電話いたしました。申請内容についてお伺いすると、高齢で営農することが難しくなったので、息子に譲るとのことでした。また、譲受人のB氏には、同日、×時×頃、電話で確認いたしました。避難指示が解除になれば、営農しますということでした。以上です。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

(「なし」の声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。議案第1号は許可申請のとおり許可することに決定いたしました。本日の議案審議は以上になります。

(13時36分終了)

引き続き、下記協議事項について協議

- (1) 令和5年度最適化活動の目標の設定について
- (2) 令和6年度農林関係税制改正への要望について
- (3) 令和5年5月定例総会の日程について

引き続き、下記報告事項について報告

- (1) 工事完了報告について
- (2) 福島県農業会議の事業計画について
- (3) その他

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会.....長 澤 上 榮 ⑩

議事録署名人 高 田 喜 寿 ⑩

議事録署名人 高 木 幸 恵 ⑩